

SNSアカウントを利用した詐欺事件の発生!

～ 知人になりすまし電子マネーを要求する詐欺に注意 ～

平成29年1月8日・9日にSNS（ソーシャルネットワークサービス）の認識番号を乗っ取った犯人が被害者の知人になりすまし、被害者から電子マネーを騙し取る事件が発生しています。

被害に至らない相談も寄せられていますので、次の内容を参考にして被害に遭わないように注意して下さい。

～ 被害の内容 ～

- ① 知人を騙った犯人から「ちょっと買い物頼んでもいい。近くのコンビニで電子マネーを買ってくれる。」等とSNSのメッセージ機能を使用して連絡がくる。
- ② 電子マネーを購入した後、連絡を取ると電子マネーのIDを写真やメールで送るように指示される。
- ③ IDを教えた後、SNSの連絡が取れないことから、直接知人に電話をかけた結果、知人が電子マネーの購入など依頼していないことが分かり、知人になりすました犯人から電子マネーを騙し取られたことが発覚する。

《被害防止ポイント～注意事項》

「プリペイド式電子マネーを買って番号を教えて」「コンビニの端末装置を操作して電子マネーを買って」は詐欺!

SNSを使用したメッセージで、お金を要求する場合は詐欺を疑い、すぐに家族や警察に相談してください。

大 村 警 察 署

電話 0 9 5 7 - 5 4 - 0 1 1 0

